「KKR湯沢ゆきぐに」高圧引込ケーブル更新工事

工 事 場 所　新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2574

建 物 概 要

建 物 名 称	構 造	階 数	延べ面積（㎡）	消防令別表第一	備 考
KKR湯沢ゆきぐに	RC造	8階建/B0	2,994.45		

仕 様 書

Ⅰ. 共 通 仕 様

1　本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。
新築及び増築に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」（以下「標仕」という。）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版」（以下「標準図」という。）による。
改修に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」（以下「改修標仕」という。）及び標準図による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、標仕による。

2　標仕及び改修標仕に用いられている用語、次のとおり読み替える。
(1)　「契約書」を「新潟県財務規則（昭和57年3月1日新潟県規則第10号）別記（第78条関係）建設工事請負基準約款」（以下「約款」という。）に読み替える。
(2)　「監督職員」を「監督員」に読み替える。

3　次の各号に該当する標仕及び改修標仕の項目については、標仕及び改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。（以下[ ]は、改修標仕の項目を表示）
(1)　第１編 第１章　1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(ｱ),(ｽ),(ｳ)
(2)　〃　1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等の(1)及び(2)
(3)　〃　1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等の(1)
(4)　〃　1.6.1 [1.10.1] 工事検査の(2)及び(3)

4　標仕及び改修標仕の次の項目の規定は適用しない。
第１編　第１章　1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(ｱ)
〃　1.6.2 [1.10.2] 技術検査

別 表

号	項 目		置き換え後の標仕及び改修標仕の規定
	第１編　一般共通事項 第１章　一般事項		
(1)	1.1.2 [1.1.2] 用語の定義		
		(ｽ)	「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。
		(ｱ)	「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認するために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。（ただし、②に係る検査を除く。） ①　工事の完成（約款第32条） ②　部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第38条） ③　部分引渡しの指定部分に係る工事の完成（約款第39条） ④　契約の解除時における出来形部分（約款第48条） ⑤　必要があると認めたときの臨時検査（約款第50条）
		(ｳ)	「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認するために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。（ただし、②に係る検査を除く。） ①　工事の完成（約款第32条） ②　部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第38条） ③　部分引渡しの指定部分に係る工事の完成（約款第39条） ④　契約の解除時における出来形部分（約款第48条） ⑤　必要があると認めたときの臨時検査（約款第50条）
(2)	1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等	(1)	使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（契約時の最新版）」に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定められている場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。
		(2)	使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（試験成績書等）を監督員に提出する。 ただし、設計図書においてＪＩＳによると指定された機材でＪＩＳマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたと見なすことができる。）は、資料の提出を省略することができる。 (ｱ)　建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる機材 (ｲ)　建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品（特記で標仕及び改修標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） (ｳ)　特記により指定された材料又は製造者の製品
(3)	1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等	(1)	工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(ｱ)若しくは(ｲ)に該当する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (ｱ)　工事完成検査時または工事写真、ＪＩＳマークを確認できる場合 を証明するマーク等を確認できる場合
(4)	1.6.1 [1.10.1] 工事検査	(2)	約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。
		(3)	(1)の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。

Ⅱ. 特 記 仕 様

凡　例
（１）　章と項目は、番号に○印のついたものを適用する。特記事項は、・に○印のついたものを適用する。
（２）　特記事項で○印のない場合は、※印のあるものを適用する。○印と※印のある場合は、○印のあるものを適用する。
○印と ◎ 印のある場合は、両方を適用する。
（３）　根拠項目の[a-b. c. d]は、標仕の第a編b章c節d項を表す。
根拠項目の[a-b. c. d]は、改修標仕の第a編b章c節d項を表す。

章	項目	特記事項	根拠項目
①一般事項	1　工事実績情報の登録 2　概成工期 3　内部の工事期間等	請負工事費５００万円以上の場合登録する。 ※　無　・　有　（工期　　令和　　年　　月　　日） 着手　令和　年　月　日 ～ 終了　令和　年　月　日　までとする。 部分使用に係る条件に変更がある場合は、部分使用承諾書により、施設内部の使用を開始する。 次の作業は内部工事着手前に行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。 ※　現場調査　・ 資格が必要な工種の施工にあたっては、関係法令に基づき、次の資格を有する者により施工をおこなうこと。 ※　電気工事士 ※　認定電気工事従事者 ※　消防設備士 ※　電気通信工事担任者 ※　特種電気工事資格者（非常用予備発電装置） また、契約電力５００ｋＷ以上の電気工作物においても、次の者により施工をおこなうこと。 ※　第１種電気工事士 ※　認定電気工事従事者 ※　特種電気工事資格者（非常用予備発電装置）	(1-1.1.4) [1-1.1.4] (1-1.2.1) [1-1.2.1]
	4　施工従事者		

章	項目	特記事項	根拠項目
①一般事項	5　工事の記録等 ⑥　発生材の処理等 ⑦　完成図等 ⑧　施工図等の取扱い ⑨　工事完成写真 ⑩　工事施工状況写真 ⑪　他工事との取合い	契約書に基づく履行報告に当たり報告に用いる書式等は「工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課）」による。 ＜表－４＞「発生材の処理等」のとおり。 次のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は監督員の指示による。 製本（完成図・施工図）、　ＣＡＤデータ、 保全に関する資料 施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 工事完成後、整理のうえ監督員に提出する。　提出部数　２　部 完成写真は、以下による。 ・受変電設備、弱電設備等の主要機器、主要各室の照明器具、ｺﾝｾﾝﾄ等、及び屋外施設等。 ・改修工事については、主要な部分の改修前と改修後が、比較できるものとする。 ・その他特に監督員が必要と認め指示した箇所とする。 工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領（令和５年度版）による。工事写真撮影ガイドブック（令和５年度版）」を参考に、撮影計画書を作成して監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 提出部数　２　部 印刷物若しくは電子データ（DVD等のメディア）で提出する。 ＜表－５＞　工事区分表による。	(1-1.2.4) (1-1.3.9) [1-1.9.1] (1-1.7.2) [1-1.11.2] (1-1.7.3) [1-1.11.3]
②共通工事等	1　足場・ふく積等 2　仮設間仕切り 3　監督員事務所等 4　工事用水 5　工事用電力 6　仮設建物等 7　残土処理 8　耐震施工 9　塗装工事 10　フラッシュプレート 11　プレートの用途表示 12　盤類の仕上色 13　呼び線 14　天井仕上区分 15　露出配管配線 16　再使用機器等 17　仮設備 18　あと施工アンカー 19　機器取付高 20　用語の説明	※　関連工事の関係者が定置した物は、無償で使用できる。 ○　本工事で設置する。 ※　別途工事　○　本工事 ※　設ない ○　既設建物内の一部を使用する ・　仮設事務所内に監督空間を　　㎡程度確保する 監督員が使用できる備品として、次のものを工事期間中現場に用意し、貸与する。 ○　保安帽　ヶ　○　雨具　着　○　長靴　足 ○　安全帯　組 構内既存の施設　◎　利用できる（※　有償　○　無償）　・　利用できない 構内既存の施設　◎　利用できる（※　有償　○　無償）　・　利用できない ・　既設設備に電力量計を設ける　・　発電機を使用する 現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 すべて受注者の負担とする。 ◎　構内指示の場所に散さ均し　・　構外搬出適切処理 機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」による。 （１）　設計用水平地震力 機器の重量［ｋｇｆ］に、＜表－１＞設計用標準水平震度を乗じたものとする。 （２）　設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。 ブルボックス鋼止塗装箇所　※　天井いんぺい部　※　シャフト内 上記以外のブルボックス　※　錆付塗装　・　調合ペイント２回塗 金属製露出電線管塗装箇所　※　屋外　・　電気機械室　・　シャフト 図面に特記のあるもの及び特殊なものを除き　◎　新金属製　・　樹脂製 電力設備　ジョイントボックス用　・　丸形　※　角形 通信設備　ジョイントボックス用　※　丸形　・　角形 ジョイントボックス並びに器具を実装しないプレートには略称等を用いて用途を表示する。 分電盤　◎　指定色　・　ＪＥＭ１１３５ 制御盤、配電盤　◎　指定色　・　ＪＥＭ１１３５ 長さ１ｍ以上の入線しない管路には１．２mm以上の導入線を挿入する。 （室名）は室天井を示し、（　）なしの室名は二重天井を示す。 改修工事においては極力隠蔽に心がけ、やむを得ず露出となる部分は予め施工図を作成し監督員の承諾を受けること。 取外し再取付機器は、原則として清掃、調整、絶縁抵抗測定等を行った後取付ける。 ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督員に報告する。 仮設備期間（　・　固示　・　　） 仮設備項目（　・　受変電　・　自家発　・　火災報知　・　防犯　・　電話　・　LAN） ＜表－２＞　あと施工アンカーによる。 ＜表－６＞　機器取付高による。 共通仕様の用語の定義による ほか＜表－４＞用語の説明による。	(1-2.1.1) [1-2.2.2] [1-2.2.3] [1-2.2.7] [1-2.2.4] [1-2.2.4] [1-2.2.8] (2-2.1.13) [2-2.1.14] (1-2.7.1) [1-2.8.1] (2-2.9.) [2-2.2.9] [1-1.4.3] [1-2.14.1] [1-2.12.3]
③構内配電線路	1　電気方式 2　配線方式 3　ケーブル埋設シート 4　埋設深 5　メッセンジャー線 6　装柱機材 7　外灯接地 8　MH, HH 内支持材接地 9　接地極埋設標の省略 10　電柱名札	○　高圧　３相３線式６ｋＶ　◎　低圧　３相３線式（　　Ｖ） ・　低圧　単相　線式（　　Ｖ）　・　低圧　単相　線式（　　Ｖ） ◎　地中線式（※　管路式　・　直埋式）　○　架空式 ※　設ける。 ○　高圧ＧＬ－600mm 以上　・　低圧ＧＬ－　　m ※　第２種重船メッキ鋼筋線　　mm^2 ○　一般形　・　耐塩形 ・　単独　・　共用 ・　単独　※　共用　・　新設（更新を含む）　・　取外し再取付 ※　以下の箇所について省略する（・　電柱　※　外灯　※MH、HH） ○　省略しない ◎　設ける　・　ELCB	(2-2.11.1) [2-2.12.6] [2-2.12.1] [2-2.13.6] (2-2.13.14) [2-2.14.14]
④接地	1　種別 2　施工方法 3　接地極	・　A種　・　B種　・　C種　・　D種　○　避雷器用　・　ELCB ・　一括　○　単独　・　メッシュ ○　接地極埋設　・　構造体利用　・補助接地極	(2-2.13.1) [2-2.14.1]
⑤電灯設備	1　工事範囲 2　電気方式 3　配線用遮断器 4　非常用照明電源 5　フロアコンセント 6　予備ﾌﾞﾚｰｶｰｽﾍﾟｰｽ 7　積算計器 8　低圧用ＳＰＤ	幹線　・　単相３線式　２００Ｖ／１００Ｖ　・　直流２線式　１００Ｖ 分岐　・　直流２線式　１００Ｖ 定格遮断電流は、最小のもので対称値（　　Ａ）以上とする。 ・　電池内蔵形　・　電源別置形 ・　収納形　・　上下動形 予備ﾌﾞﾚｰｶｰ：※ 20%　・　　）　ｽﾍﾟｰｽ（※　なし　・　　） ・　無検定　・　検定付 ・クラスⅠ（ｲﾝﾊﾞｰﾀ以外電電流　ｋＡ以上、電圧防護ﾚﾍﾞﾙ　Ｖ以下）・クラスⅡ	(2-2.14.1) [2-2.15.1]
⑥動力設備	1　工事範囲 2　電気方式 3　電動機の接地 4　配線用遮断器 5　予備ﾌﾞﾚｰｶｰｽﾍﾟｰｽ 6　積算計器 7　低圧用ＳＰＤ	・　新設（更新を含む）　・　取外し再取付　・　撤去 幹線　・　３相　３線式　・ 電圧　・　２００Ｖ　・４００Ｖ ・　単独接地　・　共同接地（・　共通母線式　・　金属製接地式）・架台 定格遮断電流は、最小のもので対称値（　　Ａ）以上とする。 予備ﾌﾞﾚｰｶｰ：※ 20%　・　　）　ｽﾍﾟｰｽ（※　なし　・　　） ・　無検定　・　検定付 ・クラスⅠ（ｲﾝﾊﾞｰﾀ以外電電流　ｋＡ以上、電圧防護ﾚﾍﾞﾙ　Ｖ以下）・クラスⅡ	(2-2.15.1) [2-2.16.1]
⑦雷保護設備	1　工事範囲 2　受雷部 3　避雷導線 4　接地極 5　外部雷保護 6　内部雷保護システム	○　新設（更新を含む）　・　取外し再取付　・　撤去 ・　突針　・　水平導体又はメッシュ導体　・　構造体利用 ○　引下げ導線　○　構造体利用 ・　環状接地極　・　板状接地極　・　基礎接地極 ・　網状接地極　○　垂直接地極　・　放射状水平接地極 ○　レベルⅠ　・　レベルⅡ　・　レベルⅢ　・レベルⅣ ○　あり　・　なし	(2-2.17.1) [2-2.17.4] [2-2.18.1]

章	項目	特記事項	根拠項目
8受変電設備	1　工事範囲 2　電気方式 3　区分開閉器 4　盤形式 5　主遮断装置 6　操作方式 7　変圧器 8　高圧コンデンサ 9　リアクトル 10　避雷器 11　絶縁監視装置 12　積算計器	・　新設（更新を含む）　・　内部改修 ・　３相３線式　・　６ｋＶ 種類　・　気中　・　ガス 地絡継電器　・方向性　・　無方向性　・ 内蔵　・ＶＴ　・避雷器 ・　キュービクル形　・　高圧ｽｲｯﾁｷﾞｱ　・　開放形 ・ＣＢ形（・　真空　・　ガス）　・ＰＦ－Ｓ形 ・　電動ばね　・　手動ばね　・　電磁 ・　油入　・　モールド　・　高効率形 付属品　・ダイヤル温度計　・　防振ゴム　・ ・　油入　・　ガス絶縁　・　モールド ・　油入　・　モールド ・２.５kA　・５kA　・１０kA　・ SPDｸﾗｽⅠ ・あり　・　なし ・無検定　※　検定付	(3-1.1.1) ～ (3-2.3.3) [3-1.1.1] ～ [3-2.4.3]
9静止電源設備	1　直流電源装置 2　ＵＰＳ装置	用途　・非常用照明器具電源及び受変電設備制御電源共用 ・　受変電設備制御電源専用 ・　　し 蓄電池　・ＨＳ形鉛蓄電池　・ＭＳＥ形鉛蓄電池 ・　長寿命ＭＳＥ形鉛蓄電池　・　リチウムニッケル電池 整流器容量　（　Ａ）　負荷補償装置　（　Ａ） 用途　（　　） 出力電気方式　・単相２線式　・単相３線式　・３相３線式 出力電圧　・１００Ｖ　・１００Ｖ／２００Ｖ　・２００Ｖ 定格出力　（　　ｋＶＡ） 補償時間　（　　分以上） 給電方式　・常時ｲﾝﾊﾞｰﾀ　・ﾗｲﾝｲﾝﾀﾗｸﾃｨﾌﾞ　・常時商用給電	(4-1.1.1) ～ (4-3.3.2) [4-1.1.1] ～ [4-2.4.2]
10発電設備	1　形式 2　用途 3　発電機 4　原動機 5　燃料 6　制御方式 7　燃料小出槽 8　主燃料槽 9　排気系統配管 10　ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置 11　太陽光発電 12　その他発電設備	・　キュービクル式　・　簡易式　・　オープン式 ・　防災電源　・ 電気方式　・３相３線式　・単相２線式　・　単相３線式 電圧　・１００Ｖ　・２００Ｖ　・２００Ｖ／１００Ｖ　・ 周波数　・５０Ｈｚ　・６０Ｈｚ 回転数　・１５００min^{-1}　・３０００min^{-1} 定格出力　（　　ｋＶＡ以上　　ｋＶＡ以上） 種類　・ディーゼル機関　・ガスタービン　・ガス機関 ・マイクロガスタービン　・その他（　　） 定格出力　（　　ｋＷ以上） 始動方式　・　電気方式　・　空気式 冷却方式　・　水冷環式　・　ラジエータ式 始動時間　※　４０秒以内　・　１０秒以内 始動用蓄電池　・長寿命ＭＳＥ（　Ａｈ）　・ ・　軽油　・Ａ重油　・　灯油 ・　自動式　・手動式 （　　） （　　Ｌ　　・　専用　・　共用 ・　　）　厚さ　　mm ・　あり　・なし 太陽電池　・　結晶系シリコン太陽電池　・　薄膜太陽電池 出力　（　　ｋＷ） 系統連系　・　あり　・　なし PV直流用SPD　・クラスⅠ（ｲﾝﾊﾞｰﾀ以外電電流　ｋＡ以上、電圧保護ﾚﾍﾞﾙ　Ｖ以下） ・クラスⅡ ・　あり（　　発電）　・　なし	(5-1.1.1) ～ (5-1.4.13) [5-1.1.1] ～ [5-2.2.10] (5-1.6.1) [5-2.4.1] (5-1.7.1) [5-2.5.1] (5-1.5.1) [5-1.8.1] (5-1.9.1) [5-2.3.1] [5-2.6.1] [5-2.7.1]
11構内通信線路	1　工事範囲 2　配線方式 3　ケーブル埋設シート 4　埋設深 5　メッセンジャー線	・　新設（更新を含む）　・　取外し再取付　・　撤去 ※　地中線式（※　管路式　・　直埋式）　・　架空式 ※　設ける。 ＧＬ－　　m ※　第２種重船メッキ鋼筋線　　mm^2	(6-2.10.1) ～ (6-2.11.4) [6-2.12.1] ～ [6-2.12.4]
12構内情報通信設備	1　工事範囲 2　ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ 3　ポート数 4　通信プロトコル 5　PoE 6　無線LAN 7　時刻同期装置 8　通信用ＳＰＤ	・　新設（更新を含む）　・取外し再取付　・　撤去 ・　10BASE-（Ｔ，Ｆ）　・　100BASE-（ＴＸ，ＦＸ）　・　1000BASE-（Ｔ，ＳＸ，ＬＸ） ・　2.5GBASE-T　・　5GBASE-T　・　10GBASE-（ＳＲ，ＬＲ，ＥＲ，ＬＸ４，Ｔ） ・（　　） ※TCP/IP　・（　　） 電力供給機器（・　　・　　） 通信方式　・１：１　・Ｎ：Ｎ　・１：Ｎ 最大伝送速度　・11Mbps　・54Mbps　・600Mbps　・6.9Gbps ・　標準電波　・　公衆回線　・　ラジオ放送　・　ＧＰＳ ・　地上デジタル放送　・ＮＴＰサーバー ・カテゴリC2　・カテゴリD1	(6-1.5.1) [6-2.14.1]
13構内交換装置	1　工事範囲 2　交換装置 3　局線応答方式 4　局線種別 5　回線数 6　電話機取付台数 7　局線表示盤 8　保安器接地 9　付加サービス機能 10　電源装置 11　時刻同期装置 12　通信用ＳＰＤ 13　局線中継台	・　新設（更新を含む）　・取外し再取付　・　撤去 ・　デジタルPBX　・　IP-PBX　・　VoIPサーバ　・　VoIPゲートウェイ ・ボタン電話装置 ・　分散中継台方式　・　局線中継台方式　・　ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ方式 ・ﾀﾞｲﾔﾙﾄﾝｸﾞﾀﾞｲﾔﾙ方式　・ﾀﾞｲﾔﾙﾄﾝﾈﾙ方式 ・　デジタル　・　アナログ 局線（　　回線以上）　・専用回線（　　回線以上） 内線　・　電話回線（　　回線以上）　・　データ端末等（　　回線以上） ・ボタン電話機（　台）　・一般電話機（　台）　・多機能電話機（　台） ・IP電話機（　台）　・ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ（　台）　・IPｺｰﾄﾞﾚｽ（　台） （　　回線） ・　本工事　・　別途工事 ・　可変短縮ダイヤル　・　不在転送　・ ・停電補償時間　　時間以上 ・　標準電波　・　公衆回線　・　ラジオ放送　・　ＧＰＳ ・　地上デジタル放送　・　ＮＴＰサーバー ・　カテゴリC2　・　カテゴリD1 ・机及び椅子（　台）	(6-1.6.1) [6-2.15.1]
14情報表示設備	1　工事範囲 2　ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱ表示盤 3　出退表示装置 4　時刻表示装置	・　新設（更新を含む）　・　取外し再取付　・　撤去 ・　発光ﾀﾞｲｵｰﾄﾞ式情報表示盤　・　液晶式情報表示盤　・ ・ 表示方法　・　発光ﾀﾞｲｵｰﾄﾞ式　・　液晶式 表示盤　・壁掛形　・　卓上形 親時計形式　・　壁掛形　・　ラック形　・　自立形 回線数　　回線 時報子時計　親時計に　※　内蔵　・　別置壁掛形 チャイム　親時計に　※　内蔵　・　別置壁掛形　・　時報子時計に組込 時刻補正　（　　）	(6-1.7.1) [6-2.16.1]

章	項目	特記事項	根拠項目
15拡声設備	1　工事範囲 2　用途 3　増幅器 4　出力 5　マイクスタンド 6　アンテナ 7　マイクロホン 8　通信用ＳＰＤ	・　新設（更新を含む）　・　取外し再取付　・　撤去 ・一般放送用　・非常放送用　・　併用 ・卓上形　・　キャビネットラック形　デスク形 （　　Ｗ） ・床上形　・　卓上形（・　高さ調整式　・　固定式） ・ホイップ　・ＦＭ（材質　　）　・ワイヤレスマイク用 ワイヤレスマイク　・　電波式アナログ方式　・　電波式デジタル方式 ・　赤外線方式 ・カテゴリC2　・　カテゴリD1	(6-1.9.1) [6-2.18.1]
16誘導支援装置	1　工事範囲 2　機列 3　接続方式 4　通話方式 5　テレビインターホン	・新設（更新を含む）　・取外し再取付　・　撤去 ・障害者用インターホン　・外部受付用インターホン　・ﾄｲﾚ等呼出装置 ・インターホン　・テレビインターホン・音声誘導装置　・受付呼出装置 ・親子式　・相互式　・　複合式 ・交互通話式　・　同時通話式 ・操像範囲固定式　・操像範囲調整式	(6-1.10.1) [6-2.19.1]
17テレビ共同受信装置	1　工事範囲 2　通信用ＳＰＤ 3　アンテナ	・新設（更新を含む）　・取外し再取付　・　撤去 ・カテゴリC2　・　カテゴリD1 ・ＵＨＦ（・全帯域用　・帯域（　　）））	(6-1.11.1) [6-2.20.1]
18テレビ電波障害防除装置	1　ヘッドエンド 2　機器収容箱等	・鋼板製　・アルミ製 ・合成樹脂製　・アルミダイキャスト製　・鋳鉄製　・鋼板製	(6-1.12.1)
19監視カメラ装置	1　工事範囲 2　伝送方式 3　通信用ＳＰＤ 4　カメラ 5　モニタ装置 6　録画装置 7　時刻同期装置	・新設（更新を含む）　・取外し再取付　・　撤去 ・ネットワーク伝送方式・同軸伝送方式（・アナログHD方式　・ＳＤＩ方式） ・カテゴリC2　・カテゴリD1 ・レンズ（・標準レンズ　・広角レンズ　・望遠レンズ　・　　） ・電源供給方式（　　） ・解像度（　　） ・デジタル記憶媒体容量　　） ・時刻補正機能　方式　） ・入力映像信号 ・ネットワーク伝送方式 ・同軸伝送方式（・アナログHD方式　・ＳＤＩ方式） ・標準電波　・公衆回線　・ラジオ放送　・ＧＰＳ ・地上デジタル放送　・ＮＴＰサーバー	(6-1.13.1) [6-2.21.1]
20火災報知・自動閉鎖・非常警報設備	1　工事範囲 2　受信機 3　副受信機 4　発信機 5　表示灯 6　消火栓ポンプ始動 7　感知器 8　連動制御器 9　自動閉鎖装置 10　非常警報装置 11　通信用ＳＰＤ	・新設（更新を含む）　・取外し再取付　・　撤去 ・（　型　級　回線）　・（・単独　・　複合） ・（・自立型　・壁掛形） ・（　回線）・（・単独　・　複合） ・（・自立型　・壁掛形） ・専用給合盤（※ 埋込形　・露出形）に組込 ・消火栓箱組込　・単独設置 ※　ＡＣ２４Ｖ　・　ＤＣ２４Ｖ　・　ＡＣ１８０Ｖ ・発信機と連動　・　単独押しボタンを設置 ※　作動確認灯付とする ・（　回線）　・（・単独　・受信機と一体） ・防火戸用（※ 本工事　・　別途） ・防火シャッター用（・ 本工事 ※ 別途）　・（※ 磁石式　・　リレーズ式） ・防火ダンパー用（・ 本工事 ※ 別途） ・機器一体形　・各機器単独設置　・緊急地震放送対応 ・カテゴリC2　・　カテゴリD1	(6-1.16.1) [6-2.24.1] (6-1.17.1) [6-2.25.1] (6-1.18.1) [6-2.26.1]
21ガス漏れ火災警報設備	1　工事範囲 2　受信機 3　検知器 4　中継器	・新設（更新を含む）　・取外し再取付　・　撤去 ・本工事　・　別途 ・（　形　回線　※ 火報盤と一体形　・　単独） ・都市ガス用　・ＬＰガス用 ・（　　回線）	(6-1.19.1) [6-2.27.1]
22防犯設備	1　工事範囲 2　受信機 3　警戒方式	・配管工事　・機器実装　・取外し再取付　・　撤去 ・（　　回線） ・マグネット式　・赤外線式	(6-1.15.1) [6-2.23.1]
⑧試験	1　機材の試験 2　施工の試験	標準仕様書によるほか、次のものを追加する。 ・ ・ 標準仕様書によるほか、次のものを追加する。 ・一般照明照度測定（改修は工事前後の測定を行うこと） ※　文部科学省学校環境衛生基準　・ＪＩＳ照度基準 ・化学物質の濃度測定 測定する化学物質の種類（　　） 測定方法　（　　） 測定対象室及び測定箇所数（　　） ・総合動作試験	(1-1.5.7) [1-1.6.8] [2.2.19]
24臨時検査室	1　対象機器	本工事中に下次の機器を工場で行う臨時検査対象とする。 ・ ・	

変更		発注者	国家公務員共済組合連合会	玉井一級建築士ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ事務所		工事名称	「K.K.R.湯沢ゆきぐに」高圧引込ケーブル更新工事	図面番号
						図面名称	電気設備　特記仕様書（１）	縮尺
								意匠 / 電気 / 構造 / 機械

章	項目	特記事項	根拠項目
23 追加特記事項	1　公共事業労務費調査 2　工事監理方式 3　適用基準等 4　総合図 5　工事成績評定 6 アスベスト含有の建材 7　中間技術検査	※　協力する。 共同監理　・　あり　※　なし ・営繕工事電子納品要領(案)　(国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修) ※　工事運行ﾏﾆｭｱﾙ（新潟県土木部都市局営繕課作成） ※　作成する　・　作成しない 受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。(様式等は工事運行ﾏﾆｭｱﾙによる。) アスベスト含有の建材は使用しない。 ただし、やむを得ずアスベスト含有建材を使用する場合は事前に監督員と協議を行うこと。 低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を１回実施する。 検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。	

<表－１>　設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説　令和３年版」建築設備の耐震設計による			
		・特定の施設（　甲類　・乙類　）		・一般の施設（　・乙類　）	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　　器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
中間階	機　　器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
地下・１階	機　　器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６

重要機器　：　・　配電盤　・　発電装置　・　直流電源装置　・　交流無停電電源装置
・　交換機　・　火災報知受信機　・　中央監視装置　・

上層階の定義　：　２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、
１３階建以上の場合は上層４階とする。

<表－２>　あと施工アンカー

１ 共通事項	(1)　既設のｺﾝｸﾘｰﾄ及びｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄは原則として使用しない。やむを得ず既設のｺﾝｸﾘｰﾄ及びｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄを再利用する場合は、状態及び強度をよく確認し、十分に清掃してから使用する。 また、引張強度の確認試験については次による。 （　　） (2)　あと施工ｱﾝｶｰについては機械設備工事標準図（施工19）による。 (3)　穿孔作業には、専用ﾄﾞﾘﾙ、振動ﾄﾞﾘﾙやﾊﾝﾏｰﾄﾞﾘﾙ等を使用し、必要埋設深さを確保するため、穿孔深さのﾄﾞﾘﾙへの表示やｽﾄｯﾊﾟｰ付きﾄﾞﾘﾙの使用等を行う。
２ 重要機器用のあと施工ｱﾝｶｰ	(1)　重要機器の耐震固定等に使用するあと施工ｱﾝｶｰは金属拡張ｱﾝｶｰ又は接着系ｱﾝｶｰとし、耐震計算にて選定を行う。 (2)　金属拡張ｱﾝｶｰの仕様は、次による。 (ｱ)　金属拡張ｱﾝｶｰは、(社)日本建築あと施工ｱﾝｶｰ協会の金属系あと施工ｱﾝｶｰ品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (ｲ)　金属拡張ｱﾝｶｰのｾｯﾄ方式は、図示による。図示がなければ、本体打込み式とする。 (ｳ)　金属拡張ｱﾝｶｰ本体の径及び埋め込み深さは、図示による。 (ｴ)　ﾀﾞﾎﾞ筋の種類、径及び長さは図示による。 (3)　接着系ｱﾝｶｰの仕様は、次による。なお、次により施工が困難な場合は、監督員と相談すること。 (ｱ)　接着系ｱﾝｶｰは、(社)日本建築あと施工ｱﾝｶｰ協会の接着系あと施工ｱﾝｶｰ品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (ｲ)　接着系ｱﾝｶｰは、ｶﾌﾟｾﾙ型とし、接着剤の材質及びｶﾌﾟｾﾙの種類は図示による。 (ｳ)　接着系ｱﾝｶｰの埋込深さ及び許容引抜荷重については、機械設備工事標準図（施工19）による。 (4)　あと施工ｱﾝｶｰの施工には、工事内容に相応した施工の指導を行うあと施工ｱﾝｶｰ技術管理士又は主任技士を置く。 (5)　あと施工ｱﾝｶｰ作業における技能者は、あと施工ｱﾝｶｰ工事の施工に関する十分な経験と技能を有する主任技士又は第１・２種あと施工ｱﾝｶｰ施工士とする。 (6)　あと施工ｱﾝｶｰの撤去は、専用の工具を使用し、構造物に影響を与えないようにすること。

<表－３>　用語の説明

（１）「撤去」とは、既存物を壊し取ること。
（２）「取外し」とは、再使用を考慮して、丁寧に外すこと。
（３）「撤去･新設」とは、既存物を撤去し、新たな物を設置すること。
（４）「取外し･再取付」とは、既存物を取外し、同じ物を取付けること。　[1-1.4.3]
（５）「備品移動」とは、工事の施工に支障となる備品を一時別の場所に保管し、
工事終了後に元の場所に戻すこと。

<表－４>　発生材の処理等

１．再生資材の利用
下表資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規　格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備　考

２．建設発生土の利用
盛土等に使用する発生土は、下表の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備　考

３．建設発生土の搬出
工事の施工により発生する建設発生土は、下表の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称				
工事場所／施設所在地				
連絡先				
仮置場所の有無				
備　考				

４．建設廃棄物の搬出
工事の施工により発生する廃棄物は、下表の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名				
処理施設名称				
施設所在地				
連絡先				
備　考				

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。
５．建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、　同法第１８条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。
６．自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。
７．協議について
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

<表－５>工事区分表

注）　原則○印を適用する。
ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

項　目		建	設	空	衛	電			備　考
般体関係									
①RC造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部	貫通ｽﾘｰﾌﾞ材及び取付け	○	○	○	○	○			
	補強を要する型枠材及び取付け	○							
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	○			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○	○			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	○							
	ｽﾘｰﾌﾞ・型枠の穴埋め	○	○	○	○	○			
2.S・SRC造・はり貫通口	S・SRC造貫通鋼管鋼管ｽﾘｰﾌﾞ・補強	○							
	使用されたｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○			
	予備ｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○			
③設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの	○							
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）		○	○	○				
	屋外・屋上の基礎	○							
	屋上基礎で押さえｺﾝｸﾘｰﾄしない軽微なもの		○	○	○				
	機器取付け用ｱﾝｶｰ・架台		○	○	○				
	屋内受水ﾀﾝｸ用の基礎	○							
仕上げ関係									
軽鉄天井・壁下地	補強を用するﾎﾞｰﾄﾞの切り込み及び下地の補強	○							
	補強を用しないﾎﾞｰﾄﾞの切り込み		○	○	○				
	開口部の墨出し		○	○	○				
電気関係									
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）			○	○				二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		○						一次側
	機器と付属操作ｽｲｯﾁの取付け及び渡り配管配線			○	○				
その他（工事区分を特に間違えやすい項目）									
天井材の取外し再取付	各種配管配線作業用	○	△	△	△				小規模は監督員と協議
床はつり補修	各種配管配線作業用	○	△	△	△				小規模は監督員と協議
流し台、ガス台		○							
便所手洗い カウンター		○							衛生陶器は衛生設備
洗面化粧台					○				
誘導標識		○							誘導灯は電気設備
ガス漏れ警報器					○				ガス漏れ火災警報設備は電気設備
24H換気扇	機器納入				○				
連動スイッチ	取付		○						
湯沸器	機器納入				○				
連動スイッチ	取付		○						
上記以外 換気扇スイッチ	機器納入、取付		○						

<表－６>機器取付高

機器取付高は、下表を標準とする。ただし、監督員の指示により変更することがある。

	名称		測点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器		地上・上端	※　2,000
	引込開閉器		〃	※　1,800
電灯	分電盤		床上・中心	※　1,500（上端1,900以下）
	タンブラスイッチ	（一般）	〃	※　1,300
	〃	（身障者用）	〃	※　900～1,000
	コンセント	（一般）	〃	※　300
	〃	（和室）	〃	※　200
	〃	（台上）	台上・中心	※　150
	ブラケット	（一般）	床上・中心	※　2,100
	〃	（誘導）	〃	※　2,500
	〃	（鏡上）	鏡端・中心	※　150
	〃	（浴室）	床上・中心	※　天井高×0.9
	非常照明器具用遮断器		-	※　1,200
	避難口誘導灯		床上・下端	※　1,500以上
	廊下通路誘導灯		床上・上端	※　1,000以下
動力	壁掛型制御盤		床上・中心	※　1,500
	手元開閉器		〃	※　1,500(上端1,900以下)
	操作スイッチ・押ボタン		〃	※　1,300
電話	室内端子盤		床上・下端	※　300
	中間端子盤		床上・中心	※　1,500
	保安器箱		〃	※　天井高×0.9
	壁掛位置ボックス	（一般）	床上・中心	※　300
	〃	（和室）	〃	※　200
時計	壁掛形親時計		床上・中心	※　1,500(上端1,900以下)
	子時計		〃	※　天井高×0.9
拡声	壁掛形スピーカー		床上・中心	※　天井高×0.9
	壁付音量調整器		〃	※　1,300
表示・電鈴	表示盤		床上・中心	※　天井高×0.9
	壁付発信器		〃	※　1,300
	ブザー・ベル		〃	※　天井高×0.9
	押ボタン	（一般）	〃	※　1,300
	〃	（身障者用）	〃	900～1,000
インターホン	壁付インターホン		床上・中心	※　1,300
	身体障害者用		〃	※　1,000
	壁付位置ボックス	（一般）	〃	※　300
	〃	（和室）	〃	※　200
テレビ	機器収容箱		床上・中心	※　1,500
	テレビアウトレット	（一般）	〃	※　300
	〃	（和室）	〃	※　200
火災報知器	受信機・副受信機		床上・操作部	※　800～1,500
	専用総合盤		床上・中心	
	発信器		〃	
	ベル		〃	2,300
	消火栓・表示灯		〃	※　2,100
	試験器		〃	※　1,500
ガス警報器	ＬＰガス用		床上・上端	※　300以内
	都市ガス用		天井面・下端	※　300以内

変更	発注者	国家公務員共済組合連合会	玉井一級建築士ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ事務所	工事名称	「K.K.R.湯沢ゆきぐに」高圧引込ケーブル更新工事	図面番号
				図面名称	電気設備　特記仕様書（２）	縮尺
						意 構 電 機

● 共通

記号	名称	備考
	天井隠ぺい配管、天井躯体埋設配管配線	
	躯体埋設配管配線	
	ケーブルころがし配線	
	配管内ケーブル配線	
	配管内ケーブル配線	
	地中埋設配管	
	露出配管	
C	空配管１．２mmビニール被覆鉄線挿入	
	立上り、引下げ、素通し	
	接地工事	
	埋設標（地中柵）（ケーブル及び接地用杭）	表記は接地種別
r	ジョイントボックス　（天井隠用）	アウトレットボックス　　ブランクカバー付
s	ジョイントボックス　（金熱交換器用）	アウトレットボックス　　ブランクカバー付
t	ジョイントボックス　（空調用）	アウトレットボックス　　ブランクカバー付
j	ジョイントボックス	アウトレットボックス　　ブランクカバー付
J	ジャンクションボックス（防雨入線プレート付）	アウトレットボックス　　ぬりしろカバー付
	ジャンクションボックス（ブランクプレート付）	アウトレットボックス　　ぬりしろカバー付
	プルボックス	
	東電柱	
	ＮＴＴ柱	
	構内柱	

● 幹線動力設備

記号	名称	備考
	動力制御盤	盤結線図参照
	電灯動力盤	盤結線図参照
	警報盤	盤結線図参照
S	手元開閉器盤	容量を表記
M	電動機	点線表現は別途工事
H	電熱器（電機炉）	点線表現は別途工事
	換気扇	点線表現は別途工事
F	フロートスイッチ	表記は数量
F	電極棒	表記は電極数
TM	タイマースイッチ	別途設備工事
T	温度スイッチ	別途設備工事
H	湿度スイッチ	別途設備工事
	住戸分電盤	
	マンホール	
(A)	Ｈ．Ｈ　９００□×１５００Ｈ　　鋼鉄製フタ付	□：化粧フタ付
(B)	Ｈ．Ｈ　９００□×１０００Ｈ　　鋼鉄製フタ付	□：化粧フタ付
(C)	Ｈ．Ｈ　７００□×１５００Ｈ　　鋼鉄製フタ付	□：化粧フタ付
(D)	Ｈ．Ｈ　４５０□×６００Ｈ　　鋼鉄製フタ付	□：化粧フタ付
(E)	Ｈ．Ｈ １２００Ｗ×１０００Ｌ×１５００Ｈ　　鋼鉄製フタ付	□：化粧フタ付　ＰＭＴ用
(F)	Ｈ．Ｈ １２００Ｗ×２２００Ｌ×１５００Ｈ　　鋼鉄製フタ付	□：化粧フタ付　ＰＭＴ用（大型）

機械設備関連

記号	名称
	給湯器コントローラー
R	床暖房コントローラー
C	浴室換気乾燥リモコン

プレート（配線器具表）　○印を使用する

	フルカラーモダン	ワイド２１	新金属	ＳＵＳ
事務所			○	○
ホテル			○	○
店舗				
住宅				

共用部（エントランスホール・共用廊下）コンセントは　WN7872

（屋外用取り部）　コンセントは　WK4102K

（屋外用取り部）　スイッチは　WS6021F

● 電灯コンセント設備

記号	名称・仕様
	蛍光灯　多灯用　　○印なき端子送り
	蛍光灯　１灯用　　○印なき端子送り
	蛍光灯　多灯用　（角型）　　○印なき端子送り
	蛍光灯　多灯用　非常用照明（電池内蔵型）　　○印なき端子送り
	蛍光灯　1灯用　非常用照明（電池内蔵型）　　○印なき端子送り
	ダウンライト　シーリングライト
	ブラケット
	非常用照明（電池内蔵型）
	避難口誘導灯　通路誘導灯（電池内蔵型）
	庭園灯　外灯
	引掛けシーリング　和室　角型　WG1200＋WG9002　　洋室・廊下　丸型　WG5420WK
	埋込コンセント　２Ｐ１５Ａ×１
2	埋込コンセント　２Ｐ１５Ａ×２
E	埋込コンセント　２Ｐ１５Ａ×１　ＥＴ付
EE	埋込コンセント　２Ｐ１５Ａ×２　ＥＴ付
WP	防水コンセント　２Ｐ１５Ａ×１
EWP	防水コンセント　３Ｐ１５Ａ×１　ＥＴ付
EWP	防水コンセント　３Ｐ１５Ａ×２　ＥＴ付
	コンセント付足元灯（非常照明付）　２Ｐ１５Ａ×１　足元灯　　WTF4057W＋WTF4094WW
CV	露出コンセント　３Ｐ１５Ａ×１　ＥＴ付
	巾木コンセント　２Ｐ１５Ａ×２　　WF2039A
T	高容量埋込コンセント（クーラー用）　　WN1931　　２Ｐ１５Ａ/２０Ａ　ＥＴ付
T CV	高容量露出コンセント　接地　３Ｐ　３０Ａ
T	高容量埋込コンセント　接地　３Ｐ　２０Ａ　３０Ａ
	フロアーコンセント　２Ｐ１５Ａ×１　ＥＴ付
E	共用コンセント（ガードプレート壁付）ＥＴ付
	非常コンセント（赤色表示灯付）　３Ｐ１５Ａ×２（１Ｐアース）　ＰＬ付
	抜けどめコンセント　３Ｐ１５Ａ×１　ＥＴ付　（レンジフード用コンセント）
	３Ｐ１５Ａ×２　ＥＴ付　（ＨＵＢ用コンセント
	㊙　WK5317　　-ガス台裏コンセント）
TV	ＴＶ機器用コンセント　２Ｐ１５Ａ×２　ＥＴ付　　Ｆ用露出コンセント
●	埋込スイッチ　１Ｐ１５Ａ×１
● 3	埋込スイッチ（３路）　３Ｍ１５Ａ×１
● 4	埋込スイッチ（４路）　４Ｍ１５Ａ×１
○	パイロットランプ
● P	埋込スイッチ（パイロット）
● K	埋込スイッチ（ホタル）
● 3K	埋込スイッチ（３路ホタル）
● W	埋込スイッチ（トイレ遅れスイッチ）
● T	埋込スイッチ（浴室タイマースイッチ）
● WP	埋込スイッチ（防雨型）
● D	自動点滅器
○ S	センサースイッチ
W	積算電力計　私設メーター
W	積算電力計　電力会社支給メーター
	マルチメディアコンセント　　ボックス　３ヶ口用
	マルチメディアコンセント　　コンセント　３Ｐ双口　（１Ｐアース） ＴＶ　双口 ＴＥＬ　６極２ＣＸ２

● 電話設備

記号	名称	備考
	（電話）	
MDF	本配線盤	
	端子盤	〃
	交換機	
	電話アウトレット（床付）	
	電話アウトレット（壁付）	
	電話機	
C	空配管１．２mmビニール被覆鉄線挿入	

● 情報通信設備

記号	名称	備考
	（情報通信）	
	ＬＡＮ端子	
HUB	ＨＵＢ	
M NO	マルチメディアポート	例記数字はポート数を表す。
M	マルチメディアコンセント	

● テレビ共聴設備

記号	名称	備考
	（テレビ）	各室内配管は（ １６ ）とする。
	機器収容箱	メーカーは盤メーカーの項に準ずる
	混合（分波）器	
	増幅器	ＢＳ（ＣＳ）／Ｕ／Ｖ
	２分岐器	
	4分岐器	
	２分岐器	
	4分岐器	
	２端子型直列ユニット７５Ω	Ｒ付は　端末抵抗付
	分岐型直列ユニット	Ｒ付は　端末抵抗付

特記なき配管配線は下記による。

共用部			専有部		
	２．０× ２	（CD16）	分電盤から第１ボックス間、及びコンセント回路の		
	２．０× ２ Ｅ２．０	（CD16）	配線は、全て２．０mmとする。		
	２．０× ３	（CD16）			
	２．０× ３ Ｅ２．０	（CD22）	C	空配管	（CD22）
	２．０× ４	（CD22）			
	２．０× ４ Ｅ２．０	（CD22）		１．６×２	（CD16）
	２．０× ５	（CD22）		１．６×３	（CD16）
	２．０× ５ Ｅ２．０	（CD22）		１．６×４	（CD22）
	２．０× ６	（CD22）		１．６×５	（CD22）
	２．０× ６ Ｅ２．０	（CD22）		１．６×６	（CD22）
	２．０× ８	（CD28）		１．６×２ Ｅ１．６	（CD16）
	２．０× ８ Ｅ２．０	（CD28）		１．６×３ Ｅ１．６	（CD16）
	２．０× １０	（CD28）		１．６×４ Ｅ１．６	（CD22）
	２．０× １０ Ｅ２．０	（CD28）		１．６×５ Ｅ１．６	（CD22）
CV	ＣＶ５．５　□－２Ｃ Ｅ２．０（ＦＥＰ３０）			ＶＶＦケーブル　二重天井内配線	
CV	ＣＶ５．５　□－２Ｃ Ｅ２．０（ＦＥＰ３０）		F	ＶＶＦケーブル　管内配線	

変更	発注者　国家公務員共済組合連合会	玉井一級建築士コンサルタント事務所	工事名称　「K.K.R.湯沢ゆきぐに」高圧引込ケーブル更新工事	図面番号	
			図面名称　電気設備　特記仕様書（3）（器具表）	縮尺	意 構 電 機